46 地方分権改革の推進について

(財務省、内閣府、総務省)

【内容】

- (1) 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。このため、国から地方への権限 移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進め、地方の自主性・自 立性を高めるものとすること。
- (2) 地方分権改革に関する提案募集により、本年度分の提案が地方から提出されているが、これらの提案については、地方分権改革有識者会議等も有効に活用しつつ、関係府省と十分な調整を行い、できる限り提案の実現を図っていくこと。

また、昨年 12 月に閣議決定された「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」において、引き続き検討するとされたものについては、政府全体として適切なフォローアップを実施し、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を進めること。

- (3) 国から地方への権限移譲について、移譲される事務・権限を地方が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講じ、その内容を明確にするとともに、技術的助言等必要な支援を実施すること。
- (4) 国と地方の役割分担に見合うよう、国から地方への大幅な税源移譲を実現すること。
- (5) 道州制の基本的な理念や方針、導入に向けた工程などを定めた基本法を、国民的な議論を喚起しながら、早期に制定し、地方分権改革の究極の姿として道州制の実現を図ること。

(背景)

○ 地方分権改革は、住民に身近な行政はできる限り地方に任せることで、 国は、国家の存立の根源に関わるもの、国家的危機管理、真に全国的な視 点に立って行わなければならないものなどに国家機能を集約し、国と地方 の役割分担を徹底して見直す取組である。地域のことは自らの判断によ り、地域づくりができるよう、改革を推進することが必要である。

なお、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「地方分権の推進は、地方創生において極めて重要なテーマである」とされている。

○ 地方分権改革に関する提案募集について、今年は、3月中旬から6月上旬にかけて地方からの提案が募集され、現在、内閣府において関係府省との調整が行われている。その際には、「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」を踏まえ、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、着実かつ強力に進められるべきである。

昨年の提案については、昨年 12 月 22 日に、「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、内閣府と関係府省との間で調整が行われた地方からの提案 228 件のうち、124 件が「提案の趣旨を踏まえ対応」、42 件が「現行規定で対応可能」とされた。「提案の趣旨を踏まえ対応」とされたものの一部は第 6 次一括法により措置されたが、その他の中には、本県が提案した高校生等奨学給付金に係る給付要件の見直しに関する提案など引き続き検討を行うとされたものもあり、現時点において実質的には提案の実現に至っていないものが多数含まれている。

- 国から地方への権限移譲については、移譲に伴う確実な財源措置を講 じ、その内容を明確にするとともに、技術的助言やマニュアルの整備、研 修などの支援の実施が必要である。
- 道州制は、広域自治体のあり方を見直すことで、国と地方の双方の政府 を再構築しようとするものであり、その導入は地方分権を加速させ、国家 としての機能を強化し、国と地方を通じた力強く効率的な政府を実現する ものである。

(参考)

地方分権改革の動向

19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年		28年
4/1	5/28		11/9	4/28	8/26	6/7	5/28	6/19	12/22	5/13
地	第		第	_	_	_	_	_	関「	_
方	1		4	第	第	第	第	第	す平 る成	第
分	次		次	1	2	3	4	5	対 2	6
権	勧	~	勧	· 次	_ 次	次	次	次	応 7 方 年	次
改	告		<u></u> 告	_	_	2	_	_	分中針の	_
革			-	括	括	括	括	括	_二 地	括
推	,	Υ		法	法	法	法	法	閣 方 議 か	法
淮	【第1次勧	告】		14	<i>Д</i>	14	/4	14	決ら	<i>,</i> д
進 委 員		分野の抜本的		_ 成	- 成	- 成	一 成	一 成	定 の 提	- 成
日	【第2次勧	î体への権限移 告】	ī 要	立	立	立	立	立	案	立
会	義務付け	・枠付けの見直	江	\ ''	<u>.,,</u>	<u>.,,</u>	<u>.,,</u>	\ \\ \	等	<u>.,</u>
発	・国の出先 【第3次勧告	機関の見直し		,		Υ			γ.~	
足				【第1次一括法】⇒分権計画を受けて ・義務付け・枠付けの見直し(41法律の改正)				【第5次一括法】 ⇒提案等に関する対応方針を受けて		
Æ	・国と地方	の協議の場の活	去制化		アトトトイグイキチイトイクレンクタルル ア一括法】⇒戦略大i					カ町を支げて ・権限の移譲等
	【第4次勧行	告】 政制度改革		·義務	付け・枠付けの見直	[し(160法律の改正)	(12法律の改		ers ee (o) be chan at a
	• 坦力悅則				自治体への権限移 【 一括法】⇒第3次 見		太平けて	・義務付け・		直し等(8法律の改正
					<u> </u>		JEXII C			方針を受けて
				・基礎	自治体への権限移	譲(2法律の改正)	AI + 52 LL -			8・権限の移譲等
				・国か	【一括法】⇒事務・権 ら地方への事務・権	阪砂緑の見通し方 限移譲(43法律の引	町を受けて 女正)	(11法律の改・義務付け・)		直し等(4法律の改正
				・県か	ら指定都市への事務	勞·権限移譲(25法律	聿の改正)	+3 3. 171 171 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	エー・コ・ハマン元し	三〇寸 (可以什~)以止